

規制の事前評価書

政策の名称	国際会計基準による連結財務諸表等の作成等	
担当部署	金融庁総務企画局企業開示課	電話番号: 03-3506-6000(内線3672、3667) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年6月30日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 国際的な会計基準における動向等を受け、企業会計審議会において「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」が取りまとめられ、一定の要件を満たす企業に対して平成22年3月期の年度の連結財務諸表から国際会計基準による作成を容認する方針が示されたことを踏まえ、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)等の一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】 1. 連結財務諸表規則等の改正 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として一定の要件を満たすもの(特定会社)が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、国際会計基準(公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、国際的に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの(指定国際会計基準)に限る。)に従うことができることとする規定を新設するほか、所要の改正を行う。 2. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正 上記規定により連結財務諸表を作成した場合には、その旨、提出会社が連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容の記載を有価証券報告書に求めるほか、所要の改正を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	連結財務諸表規則第1条(適用の一般原則)、第1条の2(適用の特例)、第93条(会計基準の特例)、第94条(会計基準の特例に関する注記)、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条(適用の一般原則)、第1条の2(適用の特例)、第127条(特定会社の財務諸表の作成基準)、第128条(会計基準の特例に関する注記)、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式、第3号様式、第4号の3様式 外
想定される代替案	将来の一定時点(例えば3年後)において、すべての上場企業に対して一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付ける案。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成するために必要な諸費用が発生することが見込まれるが、本案は、一定の要件を満たす企業に対して、その財務諸表作成能力や準備状況等に応じて指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を容認するものであり、新たな遵守費用は生じない。	指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成するために必要な諸費用が発生することが見込まれ、特に、本案のような任意適用のステップを踏まずにすべての上場企業に対して一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表等の作成を義務付けることになると、企業に過大な負担をかけることとなるおそれがある。
(行政費用)	国において、指定国際会計基準に基づく連結財務諸表が掲載される有価証券報告書等の開示書類の審査・検査等のための諸費用(人件費、研修費その他の費用)が発生することが見込まれる。	本案とほぼ同様の費用が発生する。
(その他の社会的費用)	我が国資本市場において、指定国際会計基準により作成される連結財務諸表と我が国会計基準により作成される連結財務諸表とが並存することになり、連結財務諸表の比較可能性が低下する可能性がある。(ただし、会計基準の国際的取れん(コンバージェンス)の進展により国際会計基準と我が国会計基準とは同等であると認められていることに加え、指定国際会計基準により作成した連結財務諸表には我が国会計基準によって連結財務諸表を作成した場合との相違点に係る注記を求める等の所要の措置を講じることとしており、連結財務諸表の比較可能性は相当程度確保されると考えられる。)	必ずしも我が国の財務諸表作成者、監査人等の関係者すべてに指定国際会計基準についての十分な知識、経験が蓄積されないうちに、すべての上場企業に対して一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付けることになれば、実務上の様々な混乱を引き起こすこととなる可能性があり、我が国の投資者の投資判断に有用な情報が提供されないこととなるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	海外の投資者にとって我が国企業の作成する連結財務諸表の理解・分析がしやすくなることにより、企業にとっても資金調達関連コストの低減や国際的な資金調達の容易化が期待できるとともに、限定的ながらも、連結財務諸表の国際的な比較可能性が高まることにより、我が国金融資本市場の競争力の強化に資すると考えられる。 また、海外展開をしている企業にとって、海外拠点の財務経理面での経営管理の効率性等の向上や、ひいては我が国企業の国際競争力の強化に資すると考えられる。	即効性はないものの、将来の一定時点(例えば3年後)になれば、海外の投資者にとって我が国企業の作成する連結財務諸表の理解・分析がしやすくなることにより、企業にとっても資金調達関連コストの低減や国際的な資金調達の容易化が期待できるとともに、連結財務諸表の国際的な比較可能性が高まることにより、我が国金融資本市場の競争力の強化に資すると考えられる。 また、海外展開をしている企業にとって、海外拠点の財務経理面での経営管理の効率性等の向上や、ひいては我が国企業の国際競争力の強化に資すると考えられる。
	国際会計基準委員会(IASCF)のガバナンス改革の状況や米国の動向をはじめとする我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢には流動的な部分も多いが、本案によれば、今後の状況変化に応じ柔軟に対応していくことが可能となる。	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係の分析 本案では、指定国際会計基準による連結財務諸表と我が国会計基準による連結財務諸表とが並存することになるため連結財務諸表の比較可能性の確保に留意することが求められるが(注記等の措置を講じることにより対応)、企業の国際競争力の強化等に資するものと考えられる。また、我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢等における今後の状況変化等に柔軟に対応していくことができると考えられるため、便益が費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2) 代替案との比較 本案、代替案ともに、国内外の企業の連結財務諸表の比較可能性が高まるなどの便益が期待できる。しかしながら、代替案では、すべての上場企業に対して、一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付けるため、企業に過大な負担をかけることとなるおそれがある。また、必ずしも我が国の財務諸表作成者、監査人等の関係者すべてに国際会計基準についての十分な知識、経験が蓄積されないうちに、一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付けることになれば、実務上の様々な混乱を引き起こすこととなる可能性があり、我が国の投資者の投資判断に有用な情報が提供されないこととなるおそれがある。こうした状況に鑑みれば、本案の方が優ると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」を取りまとめ(平成21年6月30日)。	
レビューを行う時期又は条件	引き続き国際的な会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。	
備考		